

〒001-0011
札幌市北区北11条西3丁目2-23ノースタウンハウ
ス222
高桑 広仁 様



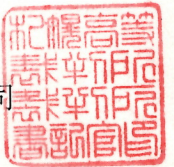
事件番号 令和7年（ネオ）第17号
上告提起事件
上告人 高桑 広仁
被上告人 北海道マツダ販売株式会社

上告提起通知書

令和7年4月9日

上告人 高桑 広仁 様

〒060-0042
札幌市中央区大通西11丁目
札幌高等裁判所第3民事部2係
裁判所書記官 鈴木 賢 司
電話 011-350-4782
FAX 011-231-7806



下記の事件の判決に対して上告の提起がありましたので、民事訴訟規則189条
1項（□行政事件訴訟法7条）により通知します。

記

令和6年（ネ）第320号損害賠償等請求控訴事件

上告理由書の提出について

札幌高等裁判所

- 1 上告状に上告の理由を記載していないときは、上告提起通知書を受け取った日又はその送達があったものとみなされる日から50日以内に、「上告理由書」を当裁判所に提出してください（民事訴訟法315条1項、民事訴訟規則194条参照）。
なお、上告の提起と上告受理の申立ての両方をしている場合であっても、「上告理由書」と「上告受理申立て理由書」は、別々に作成してください。
- 2 上告理由書には、上告の理由のほか、当事者の氏名又は名称、代理人の氏名、事件の表示、付属書類の表示、年月日及び裁判所の表示を記載し、上告人又は代理人が記名押印してください（民事訴訟規則2条参照）。
- 3 上告の理由は、次の要領で、簡潔な文章で具体的に記載してください（民事訴訟法315条2項、民事訴訟規則190条、192条、193条参照）。
 - (1) 判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とする上告の場合（民事訴訟法312条1項参照）にあつては、上告の理由は、憲法の条項を掲記し、憲法に違反する事由を示して記載してください。
この場合において、その事由が訴訟手続に関するものであるときは、憲法に違反する事実を掲記してください。
 - (2) 民事訴訟法312条2項各号に掲げる事由があることを理由とする上告の場合にあつては、上告の理由は、その条項及びこれに該当する事実を示して記載してください。
 - (3) (1) 及び (2) の場合において、判決が最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断をしたことを主張するときは、裁判所名、事件番号、裁判の年月日及び掲載されている判例集の巻・号・頁を明らかにするなどして、その判例を具体的に示してください。
- 4 上告理由書は、正本1通のほかに、被上告人の数に6を加えた数の副本を提出してください（例えば、被上告人が1人の場合は、正本1通と副本7通の合計8通になります。）（民事訴訟規則195条参照）。
- 5 上告理由書を期間内に提出しなかったり、上告理由の記載の方式が上記3の(1)又は(2)に反している場合は、上告は却下されることになりますから、注意してください（民事訴訟法316条1項2号参照）。

以 上

令和 7 年 3 月 10 日

最高裁判所 御中

上 告 状			
申 立 人	〒 001-0011 住所 北海道札幌市北区北 1 1 条西 3 丁目 2-23 ノースタウンハウス 222 氏名 高 桑 広 仁 印 Tel 080 (7883) 9423 Fax 011 (788) 5132		受付日付印欄
	相 手 〒060-0032 住所 北海道札幌市中央区北 2 条東 1 丁目 1 番地 氏名 北海道マツダ販売株式会社 同代表者 代表取締役 横 井 隆		
訴訟物の価額		13,640 円	貼 用 印 紙 2,000 円
上記当事者間の札幌高等裁判所 平成・令和 7 年（ネ）第 320 号 損害賠償等 請求控訴事件につき、 同裁判所が令和 7 年 2 月 27 日に言い渡した判決（令和 7 年 2 月 28 日上告受理 申立人に送達）は不服であるから上告を提起する。			
控 訴 審 判 決 の 表 示			
1. 本件控訴を棄却する。 2. 控訴費用は控訴人の負担とする。 (☐ 別紙のとおり)			
上 告 の 趣 旨			
1 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。			
上 告 の 理 由			
追って提出する。			

令和7年(ネオ)第17号

(控訴審 札幌高等裁判所 令和6年(ネ)第320号)

(原審 札幌地方裁判所 令和6年(ワ)第209号)

上告人 高桑 広仁

被上告人 北海道マツダ販売株式会社
代表者 代表取締役 横井 隆

上告理由書

令和7年3月24日

最高裁判所 御中

上告人 高桑 広仁

第1 序旨

本件上告は、札幌高等裁判所に於ける控訴審に於いて、裁判所が下した判決内容の事実認定に異論を述べるものではなく、最上級審である最高裁判所に於ける審議に付き「相応且つ一般的見地相当」の視点に於いての上告である旨の趣旨を提起したものである事を前提とする。

付いては、

民事訴訟法第247条の例外として「法廷証拠法則に反する手続き」と鑑みて、当上告に至った経緯であります。

第2 上告の理由

控訴審判決正本に依れば、裁判所の判断(1)(2)に於いて、

被控訴人代表者と被控訴人との間の

「委任契約に基づく善管注意義務違反」による民法第715条文の第三者に対する損害賠償責任の発生を否定しているが、上告人の控訴請求理由の「診断書支払義務責任の位置を明確にすべく」、被上告法人に於ける「就業規則の提示の請求」をした 請求2 に対する不服申立てであり、控訴審判決に於ける裁判所の見解に付いても、
「新たな請求事件としての扱い」を意識させる判決内容となっている事から、
よって、最高裁判所に於ける審議に付き、下記選択肢に於けるご判断を賜りたく、付きましては恣意的解釈と察せられる可能性も在される事は承知で、
下記条項の意味合いを御考慮頂き、審議裁決して頂きたい旨の所存です。

- ① 新たな訴えの提起とすご指示
- ② 請求の判断材料の決め手となる、被上告法人に於ける就業規則の提示ご指示

若輩者の申し分ではございますが、何卒ご考察の上、採決をお願いいたします。

第3 結語

以上から、最高裁判所の判決は、

「社会的一般的通念によるご判断を賜りたく、宜しくお願い申し上げます。

事実認定の争訟を目的としない参照事項

令和6年(ワ)第209号 損害賠償請求事件 原審

令和6年6月5日提出

被告側より提出された令和6年4月9日付答弁書の補充準備書面Ⅰに対する、過去の判例に則し参考とした内容

準備書面Ⅰ 7ページ

3. 相当因果関係も認められないこと

(2)に於いて、

「医科学国際組織委員よれば原因は不明で、免疫病理学的機序や心理学的要因の関与が考えられている」

(3)に於いて、

原告の主張する被告の行為と潰瘍性大腸炎の相当因果関係

前段(2)を踏まえての原因が不明である以上、被告の行為が潰瘍性大腸炎を招来したとは経験則上是認できないから、そもそも因果関係は認められない。

過去の参考判例案件

1 最判昭50年10月24日

最判昭50年10月24日(民集29巻9号1417頁, ルンバール事件最高裁判決)は、「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認する高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである。」と判示しました。

すなわち、訴訟上の因果関係は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、反証可能性があってもそれだけで高度の蓋然性がないとは言えない。したがって、「**医学的には不明**」であるという理由で、**訴訟上の因果関係の存在を否定することはできない**、としました。

ルンバール事件最高裁判決の上記判示は、①一点の疑義も許されない証明というのは反証可能性さえ許されない証明をいうものと考えられるから、反証可能性があっても、それだけで高度の蓋然性がないとはいえないということであり、②確信を持ち得るかについて判断するのは裁判官であるが、判断基準は専門家ではなく一般人だということを示したものです(秋吉仁美編著「医療訴訟」427頁参照)。

現代医学においても人体、病気に関するメカニズムがすべて明らかにされているわけではないので、医事裁判では、**専門的経験則(知見)のみならず、専門的経験則(知見)を補充するものとして一般的経験則も適用され、因果関係が推認される**、という考えが有力です。裁判実務もこの考え方によっている、とされています。

上記判例の見地に則したものであれば、当然に因果関係の存在を否定することは出来ない旨の被告側からの証拠物に対する参考意見です。

但し、あくまでも「事実認定の是非を争う審ではない」旨、上告審である最高裁に於いて、事実認定の是非を問う内容の目的ではなく、過去の判例を交えた参献として付け加えさせて頂きます。

以上